

ドリーム年金

拠出型企業年金保険(Ⅱ)
税制適格プラン

パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)

所定の加入申込書に必要事項を記入のうえご提出ください。

申込締切日① 2026年8月31日

加入年月日① 2026年10月1日

申込締切日② 2027年2月27日

加入年月日② 2027年4月1日

申込書提出先 各病院の事務担当者

パンフレット(「契約概要」、「注意喚起情報」)は、お申し込みいただきました後も大切に保管ください。

将来「いつまで」の備えがあれば安心？

日本人の平均寿命は延びてきており、男性・女性ともに 80 歳を超えました。



男性 **81.09** 歳



女性 **87.13** 歳

厚生労働省 / 2024 年 簡易生命表

セカンドライフに備えて、計画を立てておくことが大切です！

■ 夫婦2人の老後の収入とゆとりある老後生活に必要と考える費用（月額）



(※1) 総務省統計局 / 家計調査報告（家計収支編）2024年 65歳以上の夫婦のみの無職世帯（夫婦高齢者無職世帯）

(※2) (公財) 生命保険文化センター / 2025年度 生活保障に関する調査

公的年金などの
社会保障給付だけでは
不足する可能性が
あります！



保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、
ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省
公的年金シミュレーター



将来のための資産形成や老後の生活資金に備えて、
ぜひこの機会に加入（増口）をご検討ください。

契約概要

この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
また、お申し込みの際には、必ず「注意喚起情報」をあわせてお読みください。

1 商品名称

拠出型企業年金保険（Ⅱ）・拠出型企業年金保険（Ⅱ）遺族年金特約

2 商品の特徴

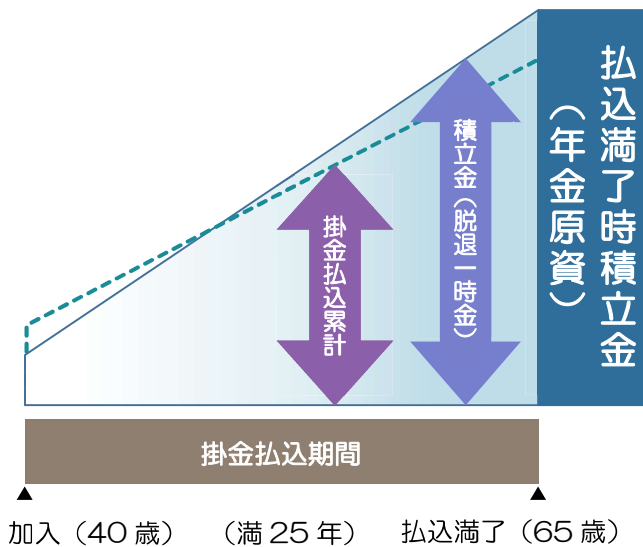
- 拠出型企業年金保険（Ⅱ）は、団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。
- 自助努力による資産形成や老後生活資金を準備するために在職中に掛金を払い込み、掛金払込満了後に給付金を受け取れます。
- 掛金払込期間中に死亡された場合には、死亡日時点の積立金に遺族年金特約による給付金が増加された金額をご遺族が受け取れます。

加入例

- 加入年齢（性別） 40 歳（男性）
- 掛金（口数）月払 10,000 円（10 口）
半年払 50,000 円（50 口）
- 払込満了年齢 65 歳

払込満了時に 8 ページ「10.年金の種類」の年金種類から 1 つをお選びいただけます。

掛金払込期間中にご加入者が死亡された場合には、死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金と半年払掛金のそれぞれ 1 回分）を加算した遺族一時金をご遺族にお受け取りいただきます。

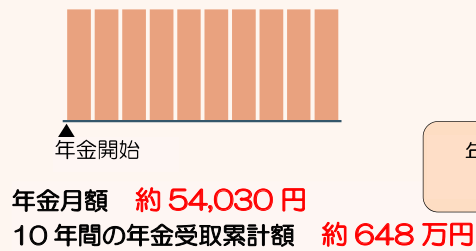


払込満了までの掛金払込累計額	550 万円
払込満了時積立金（年金原資）	約 616 万円

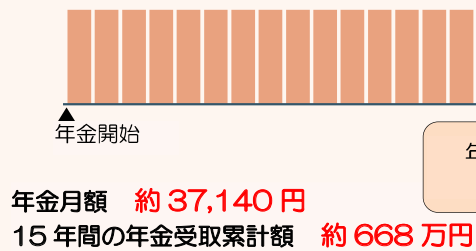
（しきみ図は新規加入（増口）のイメージを表したものです。）

年金

10 年確定年金



15 年確定年金



15 年保証期間付終身年金



年金のお受け取りに代えて払込満了時積立金（年金原資）を一時金でお受け取りいただくこともできます。

（注）積立金（年金原資、脱退一時金額）（以下、「積立金」と記載）、年金月額および年金受取累計額は加入時点では確定しておらず、ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際の受取額は変動（増減）します。

加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率（予定利率・予定事業費率等）によって計算されます。

詳しくは 10 ページ「5.積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について」をお読みください。

4 給付額試算表 ※数値の計算条件の詳細は、5 ページ<しくみ図・給付額試算表の数値について>をお読みください。

<月払掛金 10,000 円（10 口）・半年払掛金 10,000 円（10 口）加入、65 歳年金開始の場合>

※月払掛金 1 口 1,000 円（保険料 980 円、運営事務費 20 円）、

半年払掛金 1 口 1,000 円（保険料 980 円、運営事務費 20 円）

月払給付額試算表 <記載の数値は加入時点では確定しておらず、変動（増減）します。>

（単位：円）

加入 年数	掛金払込 累計額	積立金 （年金原資、 脱退一時金額）	年金月額			
			10 年確定年金	15 年確定年金	15 年保証期間付終身年金	
			男性・女性共通		男性	女性
1 年	120,000	約 117,900	約 1,030	約 710	約 540	約 480
2	240,000	約 237,000	約 2,070	約 1,420	約 1,100	約 980
3	360,000	約 357,400	約 3,130	約 2,150	約 1,660	約 1,470
4	480,000	約 479,000	約 4,200	約 2,880	約 2,220	約 1,980
5	600,000	約 602,000	約 5,270	約 3,620	約 2,790	約 2,490
6	720,000	約 726,400	約 6,370	約 4,370	約 3,370	約 3,000
7	840,000	約 852,100	約 7,470	約 5,130	約 3,960	約 3,520
8	960,000	約 979,300	約 8,580	約 5,900	約 4,550	約 4,050
9	1,080,000	約 1,107,800	約 9,710	約 6,670	約 5,140	約 4,580
10	1,200,000	約 1,237,700	約 10,850	約 7,450	約 5,750	約 5,120
11	1,320,000	約 1,369,000	約 12,000	約 8,240	約 6,360	約 5,660
12	1,440,000	約 1,501,800	約 13,170	約 9,050	約 6,970	約 6,210
13	1,560,000	約 1,636,100	約 14,340	約 9,850	約 7,600	約 6,770
14	1,680,000	約 1,771,800	約 15,530	約 10,670	約 8,230	約 7,330
15	1,800,000	約 1,909,000	約 16,740	約 11,500	約 8,870	約 7,900
16	1,920,000	約 2,047,800	約 17,950	約 12,340	約 9,510	約 8,470
17	2,040,000	約 2,188,000	約 19,180	約 13,180	約 10,160	約 9,050
18	2,160,000	約 2,329,800	約 20,430	約 14,030	約 10,820	約 9,640
19	2,280,000	約 2,473,200	約 21,680	約 14,900	約 11,490	約 10,230
20	2,400,000	約 2,618,200	約 22,960	約 15,770	約 12,160	約 10,830
21	2,520,000	約 2,764,800	約 24,240	約 16,660	約 12,840	約 11,440
22	2,640,000	約 2,913,100	約 25,540	約 17,550	約 13,530	約 12,050
23	2,760,000	約 3,063,000	約 26,860	約 18,450	約 14,230	約 12,670
24	2,880,000	約 3,214,600	約 28,190	約 19,370	約 14,930	約 13,300
25	3,000,000	約 3,367,900	約 29,530	約 20,290	約 15,650	約 13,940
26	3,120,000	約 3,522,900	約 30,890	約 21,220	約 16,370	約 14,580
27	3,240,000	約 3,679,600	約 32,260	約 22,170	約 17,090	約 15,230
28	3,360,000	約 3,838,200	約 33,650	約 23,120	約 17,830	約 15,880
29	3,480,000	約 3,998,400	約 35,060	約 24,090	約 18,580	約 16,540
30	3,600,000	約 4,160,500	約 36,480	約 25,070	約 19,330	約 17,220

（注 1）積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際の受取額は変動（増減）します。

加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率（予定利率・予定事業費率等）によって計算されます。

（注 2）年金の受取要件については、7 ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

半年払給付額試算表 <記載の数値は加入時点では確定しておらず、変動（増減）します。>

（単位：円）

加入 年数	掛金払込 累計額	積立金 （年金原資、 脱退一時金額）	年金月額			
			10年確定年金	15年確定年金	15年保証期間付終身年金	
			男性・女性共通		男性	女性
1年	20,000	約 19,500	約 170	約 110	約 90	約 80
2	40,000	約 39,300	約 340	約 230	約 180	約 160
3	60,000	約 59,300	約 520	約 350	約 270	約 240
4	80,000	約 79,500	約 690	約 470	約 360	約 320
5	100,000	約 100,000	約 870	約 600	約 460	約 410
6	120,000	約 120,600	約 1,050	約 720	約 560	約 490
7	140,000	約 141,500	約 1,240	約 850	約 650	約 580
8	160,000	約 162,700	約 1,420	約 980	約 750	約 670
9	180,000	約 184,000	約 1,610	約 1,100	約 850	約 760
10	200,000	約 205,600	約 1,800	約 1,230	約 950	約 850
11	220,000	約 227,400	約 1,990	約 1,370	約 1,050	約 940
12	240,000	約 249,400	約 2,180	約 1,500	約 1,150	約 1,030
13	260,000	約 271,800	約 2,380	約 1,630	約 1,260	約 1,120
14	280,000	約 294,400	約 2,580	約 1,770	約 1,360	約 1,210
15	300,000	約 317,100	約 2,780	約 1,910	約 1,470	約 1,310
16	320,000	約 340,200	約 2,980	約 2,050	約 1,580	約 1,400
17	340,000	約 363,500	約 3,180	約 2,190	約 1,680	約 1,500
18	360,000	約 387,000	約 3,390	約 2,330	約 1,790	約 1,600
19	380,000	約 410,900	約 3,600	約 2,470	約 1,900	約 1,700
20	400,000	約 435,000	約 3,810	約 2,620	約 2,020	約 1,800
21	420,000	約 459,300	約 4,020	約 2,760	約 2,130	約 1,900
22	440,000	約 484,000	約 4,240	約 2,910	約 2,240	約 2,000
23	460,000	約 508,900	約 4,460	約 3,060	約 2,360	約 2,100
24	480,000	約 534,100	約 4,680	約 3,210	約 2,480	約 2,210
25	500,000	約 559,600	約 4,900	約 3,370	約 2,600	約 2,310
26	520,000	約 585,400	約 5,130	約 3,520	約 2,720	約 2,420
27	540,000	約 611,400	約 5,360	約 3,680	約 2,840	約 2,530
28	560,000	約 637,700	約 5,590	約 3,840	約 2,960	約 2,630
29	580,000	約 664,400	約 5,820	約 4,000	約 3,080	約 2,750
30	600,000	約 691,300	約 6,060	約 4,160	約 3,210	約 2,860

（注 1）積立金および年金月額は加入時点で定まるものではありません。ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際の受取額は変動（増減）します。

加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金が掛金払込累計額を下回ることがあります。

年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率（予定利率・予定事業費率等）によって計算されます。

（注 2）年金の受取要件については、7 ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」をお読みください。

<しくみ図・給付額試算表の数値について>

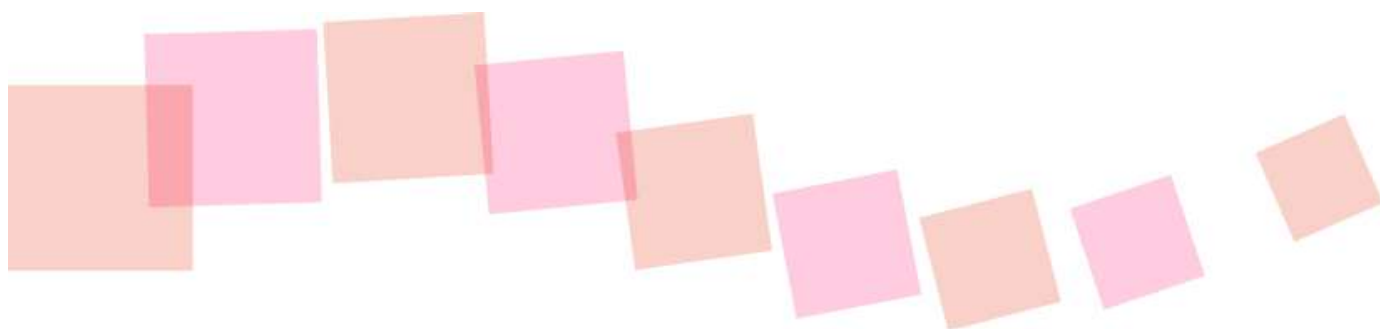
●しくみ図・給付額試算表の数値は、加入日に新規加入される方の給付額、または増口される方の増口部分に相当する給付額を試算したものであり、次の条件で計算しています。条件が変動した場合には、数値は増減することがあり、実際の受取額をお約束するものではありません。

(1) ご加入者全員の加入口数合計が常に月払は 22,850 口、半年払は 29,550 口を共に維持し、保険料が所定の払込期日までに入金されたものとしています。加入口数合計は、月払は 2026 年 4 月分、半年払は 2025 年 12 月分の加入口数にもとづき設定しています。

(2) 積立金および年金月額、加入日における基礎率（予定利率・予定事業費率等）（2026 年 4 月 1 日時点）にもとづき計算しています。

(3) 配当金は加算していません。

●保証期間付終身年金の年金月額は性別・年金開始年齢により異なります。



5 加入資格

加入日現在、満 18 歳以上の方で、払込満了日までの期間が満 2 年以上ある協会および協会の会員病院の院長・役員および従業員。

退職・退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

6 掛金

●加入口数

■月払：1 口は 1,000 円（保険料 980 円、運営事務費 20 円）とし、2 口以上 200 口以下で設定できます。

■半年払：1 口は 1,000 円（保険料 980 円、運営事務費 20 円）とし、5 口以上 1,000 口以下で設定できます。

（注）半年払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。

●払込方法

月払掛金は毎月の給与から、半年払掛金は 6 月分が夏の賞与から、12 月分が冬の賞与から引き落としされます。

※引き落としがない場合は病院で集金いたします。

（半年払については、脱退された場合、その時点で脱退日以降の期間分に対応する保険料精算は行わずに給付金としてお受け取りいただきます。）

●払込満了日

院長・役員の方・・・満 70 歳に達した日

従業員の方・・・満 65 歳に達した日

●掛金負担者

ご加入者

7 新規加入・増口および一部掛金払込中止

●新規加入

年 2 回 4 月 1 日・10 月 1 日に加入いただけます。

●増口（掛金の増額）

年 2 回 4 月 1 日・10 月 1 日に増口いただけます。その場合、月払は 4 月 1 日・10 月 1 日、半年払は 6 月 1 日・12 月 1 日が増口日となります。

●一部掛金払込中止（掛金の減額）

以下の 7 つの事由のいずれかに該当した場合に限り、お申し出により年 2 回 4 月 1 日・10 月 1 日に掛金の一部を払い込み中止いただけます。その場合、月払は 4 月 1 日・10 月 1 日、半年払は 6 月 1 日・12 月 1 日が払込中止日となります。ただし、一部掛金払込中止後に掛金払込を継続する加入口数は、月払は 2 口以上、半年払は 5 口以上が必要となります。また、月払のみ継続し、半年払のお払い込みを全て中止することもできます。

なお、中止部分の積立金は、中止時には払い出さず積み立てておきます。

【事由】①災害 ②疾病・障害 ③住宅の取得 ④教育 ⑤結婚 ⑥債務の弁済

⑦その他掛金のお払い込みに支障のある場合

8 配当金

毎年の配当金は、それぞれの支払時期の前年度の決算実績等により決定します。決算実績等によってはお支払いできない年度もあります。

・年金受給権取得前の配当金は、全額が積立金の増額に充当されます。

なお、年度途中で脱退された場合（死亡による脱退も含む）はその年の配当金はありません。

・年金受給権取得後の配当金は、全額が年金の増額に充当されます。

・配当金は一時金受取できません。

9 年金・一時金のお受け取りおよび受取人

年金・一時金のお受け取り

●年金

年金開始日（年金受給権取得日の翌月 1 日）より、年金受給権取得時点の積立金をもとに、ご加入者は年金をお受け取りいただけます。

年金のお受け取りに代えて、積立金を一時金でお受け取りいただくこともできます。

■年金受給権取得日

下記いずれかの日が年金受給権取得日となります。

①払込満了日

②加入 10 年以上かつ満 55 歳以上で、払込満了日に達する前に死亡以外の事由により脱退したとき

（ただし、確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満 60 歳に達する日まで繰り延べることとなります。

なお、繰延後の掛金のお払い込みはできません。）

■年金受取時期

年金の受取日は、毎年 2 月、5 月、8 月および 11 月の各 20 日となります。

（20 日が土・日・祝日の場合はその直前の営業日にお受け取りいただきます。）

なお、お受け取りいただく年金は年金受取月の前月分までとなります。

●脱退一時金

年金受給権取得日前（掛金払込期間中）に脱退された場合には、ご加入者に脱退日時時点の積立金を一時金でお受け取りいただきます。

●遺族一時金

年金受給権取得日前（掛金払込期間中）にご加入者が死亡された場合には、ご遺族に死亡日時時点の積立金に遺族年金特約による給付金（月払掛金と半年払掛金のそれぞれ 1 回分）を加算した額をお受け取りいただきます。

受取人

●年金・脱退一時金

ご加入者

●遺族一時金

ご遺族（※）

（※）ご遺族とはご加入者の配偶者（事実上婚姻と同様の関係にある者を含む）・子・父母・孫・祖父母・

兄弟姉妹を指します。（お受け取りの順位は労働基準法施行規則第 42 条から第 45 条の定めに従います。）

（注）ご加入者が任意に受取人を変更することはできません。

また、遺言により受取人を変更することもできません。（労働基準法施行規則第 43 条第 2 項に規定される遺言の取り扱いは除きます。）

10 年金の種類

10年確定年金

- 年金開始日以降、10年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
- ご加入者が年金受取期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。
- ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご遺族（※）に残余期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。

15年確定年金

- 年金開始日以降、15年間、ご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
- 上記以外のお取り扱い内容は10年確定年金と同一となります。

15年保証期間付終身年金

- 年金開始日以降、15年間（保証期間）はご加入者の生存・死亡にかかわらず、年金をお受け取りいただきます。
保証期間経過後はご加入者が生存されている限り年金をお受け取りいただきます。
- ご加入者が保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価をお受け取りいただきます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金をお受け取りいただくことはできません。
- ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご遺族（※）に残余保証期間中、年金をお受け取りいただくか、年金に代えて残余保証期間に対応する年金現価を一時金でお受け取りいただきます。
（注）ご加入者が死亡された時期によっては、受取累計額が掛金払込累計額・年金原資（積立金）を下回ることがあります。

（※）7 ページ「9.年金・一時金のお受け取りおよび受取人」の「受取人 ●遺族一時金」をお読みください。

11 引受保険会社

この保険は第一生命保険株式会社と締結した拠出型企業年金保険契約にもとづいて運営します。

なお、引受保険会社は変更することがあります。引受保険会社が複数となった（共同取扱契約）場合は、各引受保険会社は各社の引受割合に応じて保険契約上の責任を連帯することなく負います。（給付の負担割合は、引受保険会社の積立金の割合によって決まりますので、保険料の払込割合と相違する場合があります。）

- 引受保険会社および保険料の払込割合（2026年4月1日時点）
第一生命保険株式会社（100%）
東京都千代田区有楽町 1-13-1 TEL:03-3216-1211（大代表）

12 契約内容の変更等に関する事項

この拠出型企業年金保険契約においては、ご加入者の加入状況またはご契約者の福利厚生制度等の変更により、将来、保険契約の内容が変更されることまたは継続できないことがあります。（ご加入者数が10名未満となった場合、この契約は継続できないことがあります。）

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、加入（増口）のお申し込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。
加入（増口）前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
なお、年金・一時金のお支払い条件、お支払いできない場合の詳細、その他の契約内容につきましては、このパンフレットの該当箇所を必ずお読みください。

1 加入（増口）のお申し込みの撤回等に関する事項（クーリング・オフ制度の適用はありません）

この保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、加入（増口）のお申し込みの撤回（クーリング・オフ）の適用がありません。加入（増口）に際しては内容を十分確認・検討のうえ、お申し込みください。

2 加入の責任開始期

- ご提出いただいた加入申込書にもとづき引受保険会社は加入日より責任を開始します。
- 生命保険会社職員・代理店などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金・一時金をお支払いできない場合

- 継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき。
ただし、その受取人が年金または遺族一時金の一部を受け取ることとなっていた場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。なお、継続受取人（※1）または遺族一時金の受取人にお支払いできなかった年金または遺族一時金は、ご加入者の法定相続人（故意にご加入者を死亡させた者は除く）にお支払いすることとなります。（年金の場合は、未支払の年金原資をお支払いすることとなります。）
- ご契約者が保険契約を締結するにあたって、また、ご加入者がこの保険に加入するにあたって詐欺行為があり、この保険契約の全部または一部が取り消しとなったとき。
この場合、既に払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- ご契約者、ご加入者、受取人または継続受取人（※1）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- この保険契約の存続を困難とする以下の重大な事由（※2）が発生し、この保険契約の全部または一部を解除したとき。
重大な事由の発生時以後は年金・一時金をお支払いせず、所定の返戻金をお支払いします。
（※1）継続受取人とは、労働基準法施行規則第42条から第45条までに規定されるご遺族を指します。
（※2）重大な事由とは、以下のとおりです。
 - ①ご契約者、年金・一時金の受取人が年金・一時金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で故意に支払事由を発生させたとき（未遂を含みます）。
 - ②年金・一時金の請求に関する年金・一時金の受取人または継続受取人の詐欺があったとき（未遂を含みます）。
 - ③その他、ご契約者、ご加入者、年金・一時金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする①②と同様の重大な事由があるとき。

4 保険料のお払い込みがない場合

加入取消または脱退となることがあります。

（※）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

5 積立金（年金原資、脱退一時金額）・年金月額について

- 積立金、年金月額および年金受取累計額は加入時点では確定しておらず、ご加入者全員の加入口数合計や引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更等により、実際の受取額は変動（増減）します。
- この保険ではお払い込みいただいた保険料（※）がそのまま積み立てられるのではなく、遺族年金特約の保険料と引受保険会社の保険事務費が控除された金額が積立金に繰り入れられます。加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金が保険料（※）払込累計額を下回ることがあります。金額については、3・4 ページ「4.給付額試算表」をご確認ください。
- 年金月額は、積立金をもとに、年金開始時点における基礎率（予定利率・予定事業費率等）によって計算されます。
（※）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

6 年金・一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

- 年金・一時金のご請求は、ご契約者経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金の支払事由が生じた場合には、すみやかにご契約者にご連絡いただき、給付金請求書等の必要書類をご契約者にご提出ください。また、年金・一時金の支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、ご契約者にご連絡ください。年金・一時金は受給権取得時の積立金をもとにお支払いしますので、保険会社への必要書類の到着時期により、年金・一時金の原資となる積立金額が変動することはありません。
- 年金・一時金の支払事由が生じた場合、他に加入の契約においても年金・保険金などの支払事由に該当することがありますので、すみやかにご契約者にご連絡ください。

7 基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更について

引受保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動など、この契約の締結の際予見し得ない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法にもとづく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで、基礎率（予定利率・予定事業費率等）を変更することがあります。この場合には、変更日の2 か月前までにその旨ご契約者に通知いたします。ただし、この場合でもすでに年金受給権を取得している受取人の年金額を減額することはありません。

8 信用リスク・生命保険契約者保護機構について

- 保険会社の業務または財産の状況変化により、積立金額や年金受給開始時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

〔生命保険契約者保護機構〕 TEL: 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

〔（一社）生命保険協会〕 ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1 か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10 照会窓口

この保険に関するお手続きや加入に際しての生命保険会社に対するご相談・お申し出につきましては、ご契約者経由にて承りますので、ご契約者へお問い合わせください。

照会窓口： 各病院の事務担当者

税法上の取扱

1 保険料

ご加入者が負担された保険料（＊）は、個人年金保険料控除の対象となります。

ただし、加入月から保険料払込満了月までの期間が 10 年未満の場合は、払い込まれた保険料（＊）は一般生命保険料控除の対象となります。

（所得税法第 76 条、地方税法第 34 条・第 314 条の 2）

※生命保険料控除税制改正について

2012 年 1 月 1 日以降の新契約より、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の改正がありました。

ただし、当拠出型企業年金保険契約におきましては 2011 年 12 月 31 日以前に契約いただいているため、従来の制度が適用となります。

※個人年金保険料控除を受けるための主な要件は以下のとおりです。

- ・年金の給付を目的とする契約であること。
- ・年金・解約返戻金以外の金銭の支払いは死亡の場合のみとなっていること。
- ・年金の支払いは年 1 回以上定期的に行うものであり、かつ、一部一時払の定めのない契約であること。
- ・年金支払開始前の剰余金は年金増額の保険料にあてる契約であること。
- ・年金受取人は、被保険者本人であること。
- ・加入月から保険料払込満了月までの保険料払込期間は 10 年以上であること。
- ・年金の支払いは終身または支払開始年齢が満 60 歳以上で支払期間は 10 年以上であること。

2 年金

雑所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

なお、年金年額から必要経費を差し引いた金額が 25 万円以上となる場合は、税率 10.21%の所得税を源泉徴収します。（2013 年 1 月より復興特別所得税が含まれます。）

よって、年金のお支払額は源泉徴収分を差し引いた金額となります。

（所得税法第 35 条・第 207 条・第 208 条・第 209 条、所得税法施行令第 326 条）

※2010 年 10 月より、相続等により取得した生命保険契約等に係る年金の税務上のお取り扱いが変更されました。

年金に係る雑所得の対象が、「各年の年金収入金額全額」から「各年の年金収入金額のうち、非課税部分を除く部分」に変更されました。

※2013 年 1 月 1 日以降に支払われる相続等により取得した生命保険契約等に係る年金については、源泉徴収が不要となりました。（所得税法第 209 条、所得税法施行令第 326 条）

より詳しい内容等については、国税庁のホームページをご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【国税庁】 ホームページアドレス <https://www.nta.go.jp/>

3 脱退一時金

一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。

一時所得金額＝脱退一時金－払込保険料（＊）累計額－特別控除（最高 50 万円）

一時所得金額の 1/2 が他の所得と合算されます。

なお、最高 50 万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。

（所得税法第 22 条・第 34 条、所得税法施行令第 183 条）

4 遺族一時金

相続税の対象となります。

受取人が相続人の場合は、所定の非課税枠があります。

非課税枠は、他に死亡保険金があつた場合には、それらを合算して適用されます。

（相続税法第 3 条・第 12 条）

（＊）保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

（注）税務のお取り扱いについては、2026 年 4 月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

個人情報の取扱

保険契約者（団体）は、この保険の運営において入手する加入対象者の個人情報（氏名、性別、生年月日等）〔以下、個人情報〕を、この保険契約の適切な運営を目的として、この保険の事務手続きのために利用し、保険契約を締結する生命保険会社へ提出します。

生命保険会社は、受領した個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 各種保険契約の引受け・継続・維持管理・給付金等の支払い
- ② 生命保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス（※）の案内・提供および契約の維持管理
- ③ 生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス（※）の充実
- ④ その他、保険に関連・付随する業務

また、生命保険会社は個人情報を保険契約者（団体）および他の引受保険会社全社に上記の目的の範囲内で提供することがあります。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも上記に準じて取り扱われます。

引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

（※）各種商品・サービスの詳細は引受保険会社のホームページをご確認ください。

＜意向確認のお願い＞

加入（増口）にあたっては、このパンフレット（「契約概要」、「注意喚起情報」）をお読みいただき、契約内容がご自身のご意向（ニーズ）に沿っているか、お申し込み前に必ずご確認ください。

（チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。ご提出いただく必要はありません。）

- ☐ 積立金、年金月額および年金受取累計額は加入時点では確定しておらず、変動（増減）し、また、引受保険会社の基礎率（予定利率・予定事業費率等）の変更があった場合には、実際の受取額は増減することを確認しました。
- ☐ 加入（増口）年月日や加入期間によっては、積立金（年金原資、脱退一時金額）が掛金払込累計額を下回ることがあることを確認しました。
- ☐ 給付内容・給付額試算表の金額等のご意向（ニーズ）に沿っています。
- ☐ 掛金・掛金払込方法・掛金払込期間はご意向（ニーズ）に沿っています。

ドリーム年金商品説明（動画）について

アバターがわかりやすくドリーム年金の概要を説明します。

URL からのアクセス ▶ <https://www.pip-maker.com/?view=hlm6>

スマートフォン、
タブレットからの
アクセス



右記の 2 次元コードを読み取り、
アクセスしてください。



（ ドリーム年金・拠出型企業年金保険（Ⅱ）

（税制適格プラン）

Q & A

●在職中の掛金払込について●

Q1 この制度の加入対象者は？

A 加入日現在、満18歳以上の方で、払込満了日までの期間が満2年以上ある協会および協会の会員病院の院長・役員および従業員が対象です。なお、払込満了日は、院長・役員については満70歳に達した日、従業員については満65歳に達した日です。

Q2 半年払のみの加入はできますか？

A 半年払のみの加入はできません。月払の加入が必要です。
加入形態：月払のみ、または月払＋半年払。

Q3 新規加入、増額または減額はできますか？

A 年2回4月1日と10月1日に、新規加入・増口（掛金の増額）または一部掛金払込中止（掛金の減額）することができます。

Q4 加入した場合、加入したことを証明するようなものが発行されますか？

A 加入者証を加入手続き後1～2か月後に病院経由でご加入者にお届けします。

Q5 払込期間中に積立金の一部を引き出せますか？

A 積立金の一部を引き出すことはできません。

Q6 中途退職した場合に、加入を継続できますか？

A この制度は協会および協会の会員病院に在職されている方の積立制度ですので、退職された方は加入の継続はできません。（ただし、岡山県病院協会の会員病院に再就職され、中断なく掛金を継続してお払い込み可能な場合に限り継続加入できます。）

Q7 在職中の積立金残高はわかるのですか？

A 「積立金残高のお知らせ」を年1回病院経由でご加入者にお届けします。

Q8 65歳（従業員）または70歳（院長・役員）の払込満了日以前に退職した場合、年金を受け取ることができますか？

A 加入期間が10年以上かつ満55歳以上で脱退した場合であれば下記年齢から年金を受け取ることができます。

15年保証期間付終身年金 終身年金は55歳から

10年確定年金・15年確定年金 確定年金は60歳から

例えば、47歳加入の方は、10年間払い込み、57歳にて即時開始の終身年金を選択できます。

確定年金を選択する場合は、年金受給権取得を満60歳に達する日まで繰り延べることとなります。

Q9 退職時に積立金の全額を年金に充当するのではなく、一部を一時金で受け取ることはできますか？

A 積立金の一部を一時金で受け取ることはできません。

**Q10 年金開始後、急にまとまったお金が必要になった場合、年金に代えて一時金で受け取れますか？
この場合、受取額はどれくらいですか？**

A 受け取れます。この場合、残余期間に対応する年金現価を一時金で受け取ることができます。
(なお、15年保証期間付終身年金を選択したご加入者が、保証期間中に一時金でのお受け取りを希望された場合には、残余保証期間に対応する年金現価を受け取ることができます。この場合、保証期間経過後、ご加入者が生存されているときは、年金のお受け取りを再開できます。ただし、年金再開後は一時金を受け取ることはできません。)

Q11 満65歳(従業員)・満70歳(院長・役員)時に、年金に代えて一時金で受け取れますか？

A 受け取れます。その額は払込満了時積立金(年金原資)です。

●税務その他について●

※税務のお取り扱いについては、2026年4月時点の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後のお取り扱いが適用されますのでご注意ください。
詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

Q12 脱退一時金の課税計算はどうなりますか？

A 一時所得として他の所得と合算されて所得税の対象となります。
一時所得金額＝脱退一時金－払込保険料(*)累計額－特別控除(最高50万円)
一時所得金額の1/2が他の所得と合算されます。
なお、最高50万円の特別控除については、その年に他に一時所得となるものがあつた場合には、それらを合算して適用されます。
(所得税法第22条・第34条、所得税法施行令第183条)
(*)保険料とは、お払い込みいただいた掛金からご契約者が徴収する運営事務費を控除した金額を指します。

Q13 他に一般生命保険料控除を受けている場合、個人年金保険料控除も受けられますか？

A 個人年金保険料控除の適用要件を全て満たすことで、個人年金保険料控除を受けることができます。
パンフレット11ページ「税法上の取扱」の「1.保険料」をご確認ください。
この制度では旧制度が適用となり、従来のお取り扱いより変更ありません。
また、契約の内容により、控除限度額やお取り扱いが異なりますので、個別の税務取り扱い等は、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

●ご参考(旧制度:2011年12月31日以前に契約されたもの)

◆所得税の生命保険料控除額

・旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)

年間の払込保険料	控 除 額
25,000円以下	払込保険料の全額
25,000円超50,000円以下	(払込保険料×1/2)+12,500円
50,000円超100,000円以下	(払込保険料×1/4)+25,000円
100,000円超	一律50,000円

※一般・個人年金あわせて控除最大100,000円

◆住民税の生命保険料控除額

・旧制度(一般・個人年金それぞれに適用)

年間の払込保険料	控 除 額
15,000円以下	払込保険料の全額
15,000円超40,000円以下	(払込保険料×1/2)+7,500円
40,000円超70,000円以下	(払込保険料×1/4)+17,500円
70,000円超	一律35,000円

※一般・個人年金あわせて控除最大70,000円

第一生命保険株式会社(引受保険会社)

C25-238-0347(2026.3.23)

<新規申込みの場合の記入例>

岡山県病院協会積立年金〔拠出型企業年金保険(Ⅱ)〕 加入申込書(掛金の増減)

パンフレットを受領し、契約内容(給付内容・給付額試算表の金額・保険料(掛金)等)が意向(ニーズ)に沿った内容となっていることを確認(チェック)のうえ申込みます。

また、記載の契約概要・注意喚起情報および個人情報の取扱いについて了承・同意のうえ申込みます。

この保険契約が、共同取扱契約の場合、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

引受会社・引受割合はパンフレットにてご確認ください。あるいは、団体宛ご照会ください。

第一生命保険株式会社 行

団 体 名										1 所 属 コ ー ド (左詰め) 20										46職種	
一般社団法人 岡山県病院協会										9 9 9 桃太郎病院										1	

《団体事務担当者記入欄》
職種を使用していない場合は記入不要です。

職種を使用しているので必ず記入
1:従業員
2:院長・役員

59 加入区分	60 加入者番号(右詰め)	69 70 加 入 者 名 ※必ず自署にて記入ください	89 90 性別	91 生 年 月 日
① 新規加入	9 9 9 0 0 0 0 9 9	(セイ) フリガナ ネンキン (メイ) ハナコ	① 男	③ 昭和 年 月 日
② 既加入		(姓) 漢字 年金 (名) 花子	② 女	④ 平成 0 6 1 2 0 5

<申込内容>

<現在の掛金>		<増減区分>		<今回申込額>		<今回申込後の掛金>	
月払 (払方1)	104 加入年月 107 和暦 年 月 0 8 1 0	から	108 + ① 新規 + ② 増口 - ③ 一部払込中止	109 増 減 額 (円) 117 3 0 0 0 0	=	合計 額 (円) 3 0 0 0 0	
半年払 (払方2)	127 加入年月 130 和暦 年 月 0 8 1 2	から	131 + ① 新規 + ② 増口 - ③ 一部払込中止	132 増 減 額 (円) 140 7 0 0 0 0	=	合計 額 (円) 7 0 0 0 0	

申込みされる前に、以下の点についてご確認ください。

■記入漏れはありませんか？

■申込みの金額(増減区分・今回申込額・今回申込後の掛金)に間違いはありませんか？

※訂正(変更)がある場合には、二重線で抹消のうえ、訂正者のサインにて訂正ください。

今回お申し込みする額をご記入ください。

<増額申込みの場合の記入例>

岡山県病院協会積立年金〔拠出型企業年金保険(Ⅱ)〕 加入申込書(掛金の増減)

パンフレットを受領し、契約内容(給付内容・給付額試算表の金額・保険料(掛金)等)が意向(ニーズ)に沿った内容となっていることを確認(チェック)のうえ申込みます。

また、記載の契約概要・注意喚起情報および個人情報の取扱いについて了承・同意のうえ申込みます。

この保険契約が、共同取扱契約の場合、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。

引受会社・引受割合はパンフレットにてご確認ください。あるいは、団体宛ご照会ください。

第一生命保険株式会社 行

団 体 名										所 属 コ ー ド (左詰め)										46職種	
一般社団法人 岡山県病院協会										9 9 9 桃太郎病院										1	

59 加入区分	60 加入者番号(右詰め)	69 70 加 入 者 名 ※必ず自署にて記入ください	89 90 性別	91 生 年 月 日
① 新規加入	9 9 9 0 0 0 0 9 9	(セイ) フリガナ ネンキン (メイ) ハナコ	① 男	③ 昭和 年 月 日
② 既加入		(姓) 漢字 年金 (名) 花子	② 女	④ 平成 0 6 1 2 0 5

会員病院番号
病院名

《団体事務担当者記入欄》
職種を使用していない場合は
記入不要です。

職種を使用している
ので必ず記入
1:従業員
2:院長・役員

<申込内容>

月払 (払方1)	104 加入年月 107 和暦 年 月 0 8 1 0	から	<現在の掛金> 掛 金 (円) 2 0 0 0 0	<増減区分> 108 + ① 新規 + ② 増口 - ③ 一部払込中止	<今回申込額> 109 増 減 額 (円) 117 3 0 0 0 0	=	<今回申込後の掛金> 合 計 額 (円) 5 0 0 0 0
半年払 (払方2)	127 加入年月 130 和暦 年 月 0 8 1 2	から	<現在の掛金> 掛 金 (円) 3 0 0 0 0	131 + ① 新規 + ② 増口 - ③ 一部払込中止	132 増 減 額 (円) 140 7 0 0 0 0	=	合 計 額 (円) 1 0 0 0 0 0

今回増減する額をご
記入ください。

現在の掛金と今回申込額を加減し
た合計額をご記入ください。

申込みされる前に、以下の点についてご確認ください。

■記入漏れはありませんか？

■申込みの金額(増減区分・今回申込額・今回申込後の掛金)に間違いはありませんか？

※訂正(変更)がある場合には、二重線で抹消のうえ、訂正者のサインにて訂正ください。

増口……………掛金を増額される場合
一部払込中止…掛金を減額される場合

積立年金専用会員病院番号表

(岡 山 支 部)			(倉 敷 支 部)			(井 笠 支 部)			(新 見 支 部)			(東 備 支 部)		
001	岡 山 大 学 病 院	045	岡 山 旭 東 病 院	076	川 大 附 属 病 院	109	笠 岡 市 民 病 院	141	新 見 中 央 病 院	057	瀬 戸 内 記 念 病 院			
002	岡山医療センター	046	岡山東中央病院	077	倉 敷 中 央 病 院	110	井 原 市 民 病 院	142	太 田 病 院	178	邑 久 光 明 園			
003	岡山県精神科医療センター	048	中 島 病 院	079	松 田 病 院	111	矢 掛 町 病 院	143	渡 辺 病 院	179	長 島 愛 生 園			
004	岡 山 市 立 市 民 病 院	050	重井医学研究所附属病院	080	し げ い 病 院	113	も も の 里 病 院	144	長 谷 川 紀 念 病 院	180	市 立 備 前 病 院			
005	せ の お 病 院	051	岡 山 光 南 病 院	082	赤 松 病 院	114	笠 岡 中 央 病 院	計 4 病 院		181	市 立 日 生 病 院			
006	岡 山 市 立 金 川 病 院	053	林 病 院	083	倉敷仁風ホスピタル	115	笠 岡 第 一 病 院			182	市 立 吉 永 病 院			
007	福 渡 病 院	055	岡 山 西 大 寺 病 院	085	倉 敷 第 一 病 院	116	鳥 越 病 院	(真 庭 支 部)			183	瀬 戸 内 市 民 病 院		
008	岡 山 労 災 病 院	058	丹 羽 病 院	086	倉 敷 平 成 病 院	118	小 田 病 院	145	湯 原 温 泉 病 院	187	草 加 病 院			
009	岡 山 赤 十 字 病 院	195	岡 村 一 心 堂 病 院	088	A O I 倉 敷 病 院	119	菅 病 院	146	勝 山 病 院	188	平 病 院			
010	岡 山 済 生 会 病 院	197	へ*リネイト母と子の病院	089	倉 敷 神 経 科 病 院	122	金 光 病 院	147	津山中央まにわ病院	189	北 川 病 院			
011	川 崎 医 科 大 学	198	藤 田 病 院	090	倉 敷 紀 念 病 院	123	み わ 記 念 病 院	148	落 合 病 院	191	長 島 病 院			
	総合医療センター	199	岡山療護センター	091	倉敷成人病センター	124	国 定 病 院	149	金 田 病 院	192	赤 磐 医 師 会 病 院			
012	岡 山 紀 念 病 院	207	岡山ひだまりの里病院	093	倉 敷 北 病 院	196	きのこエスポール病院	151	向 陽 台 病 院	計 1 2 病 院				
013	健康づくり財団附属病院	213	岡山東部脳神経外科病院	094	水 島 協 同 病 院	計 1 3 病 院	計 6 病 院							
014	淳風会ロングライフホスピタル	214	岡山西大寺病院附属中野分院	095	コープ*リハビリテーション病院									
015	河 田 病 院	215	岡山済生会外来センター病院	097	水 島 中 央 病 院	(吉 備 支 部)			(津 山 支 部)					
016	喜 多 村 病 院	216	川 崎 医 科 大 学	098	水 島 第 一 病 院	126	長 野 病 院	154	鏡 野 町 病 院					
017	光 生 病 院		高齢者医療センター	100	武 田 病 院	128	薬 師 寺 慈 恵 病 院	155	市 立 大 原 病 院					
018	榊 原 病 院	計 5 2 病 院		101	倉敷スイートホスピタル	129	森 下 病 院	157	津 山 中 央 病 院					
019	岡 山 中 央 病 院			102	倉敷中央病院リバーサイド	131	ま き び 病 院	158	積 善 病 院					
020	万 成 病 院	(玉 野 ・ 児 島 支 部)			103	玉 島 病 院	132	ま び 記 念 病 院	160	中 島 病 院				
025	お お も と 病 院	059	た ま の 病 院	104	玉 島 中 央 病 院	210	済 生 会 吉 備 病 院	163	大 谷 病 院					
028	同 仁 病 院	060	倉敷市立市民病院	105	柴 田 病 院	計 6 病 院		166	石 川 病 院					
029	慈 圭 病 院	066	中 谷 外 科 病 院	106	プライムホスピタル玉島	(高 梁 支 部)			167	希 望 ヶ 丘 ホ ス ピ タ ル				
030	佐 藤 病 院	067	大 西 病 院	107	玉 島 協 同 病 院				169	津 山 第 一 病 院				
031	セントラルシティ病院	068	岡山赤十字玉野病院	108	渡辺胃腸科外科病院	133	成 羽 病 院	171	芳 野 病 院					
032	山 陽 病 院	072	倉 敷 シ テ ィ 病 院	200	南岡山医療センター	134	さ き が け ホ ス ピ タ ル	173	柵 原 病 院					
033	岡 山 博 愛 会 病 院	073	下 津 井 病 院	208	倉敷リハビリテーション病院	136	大 杉 病 院	174	日 本 原 病 院					
035	旭川荘療育・医療センター	074	チ ク バ 外 科 病 院	計 2 8 病 院		137	高 梁 中 央 病 院	175	さ と う 記 念 病 院					
036	岡山リハビリテーション病院	075	児 島 聖 康 病 院			140	ル ミ エ ー ル 病 院	176	田 尻 病 院					
037	林 精 神 科 病 院	204	玉 野 中 央 病 院			202	吉 備 高 原 医 療	177	美 作 中 央 病 院					
038	岡 山 協 立 病 院	計 1 0 病 院					リハビリテーションセンター	212	津山中央記念病院					
039	宮本整形外科病院					計 6 病 院	計 1 6 病 院							
040	岡 山 第 一 病 院													
043	竜操整形外科病院													

193 協 会 事 務 局

MEMO

[illegible]